

施策評価シート

第4章	施策1	市街地形成
-----	-----	-------

【目指すまちの姿】

○各拠点を中心に利便性が高く、効率的な土地利用が図られ、安全で安心して暮らせる良好な市街地が形成されています。

【施策の方向性】

(1)計画的なまちづくりの推進
 ・都市計画マスタープランに基づいて、自然環境と調和した秩序あるまちづくりを計画的に推進します。
 ・災害復旧の迅速化や境界線をめぐるトラブルの未然防止などを目的とした地籍調査を推進します。

(2)市街地整備の促進
 ・地区計画制度の活用等による市街地の整備を促進します。
 ・市街化区域の生活環境を改善するため、狭あい道路の拡幅整備について制度の見直しを行い、市民への周知・啓発を図ります。

(3)良好な景観形成
 ・景観計画及び景観条例に基づく規制誘導や、景観を形成する上で重要な樹木等のシンボル化、良好な景観形成のための活動を行う団体の支援等を通して、市内の景観資源の保全・創出に取り組みます。
 ・良好な景観形成に向けた市民の意識の高揚を図るために、啓発活動を行います。

【施策指標の達成状況】

指標名	現状値		第1期実施計画期間			第2期実施計画期間			R7目標値達成率
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	
①都市的未利用地率	8.6% (H28)	目標値	8.6%	8.6%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	
		実績	8.6%	8.6%					
②住環境が快適であると思う市民の割合	52.7% (R1)	目標値	54.1%	55.5%	56.9%	58.3%	59.7%	61.0%	
		実績	52.9%	49.4%					
③良好なまち並みや景観が形成されていると思う市民の割合	54.8% (R1)	目標値	55.8%	56.8%	57.8%	58.8%	59.9%	61.0%	
		実績	56.7%	56.1%					

【効果・検証】

達成できた(見込み)事項	計画的なまちづくりの推進については、令和2年度に袖ヶ浦市都市計画マスタープランを策定するとともに、市街化調整区域の地域の活性化や土地利用を図ることを目的として、「市街化調整区域における地区計画ガイドライン」を策定した。また、地籍調査事業について、市内初の工区となる坂戸市場1工区(0.12km ²)に着手し、令和4年度末に完了する。 市街地整備の促進については、狭あい道路の拡幅整備に関する制度について、広報誌による周知を2回行った。 良好な景観形成については、景観まちづくりを推進するための各種施策により、良好な景観形成のための意識向上を図った。
その効果	秩序ある宅地開発と景観形成など効果的な都市計画の推進や、利便性を活かした都市基盤整備によって、多くの人々を惹きつける魅力ある都市形成が期待される。 また、都市機能の整備によって、市民が生活しやすい利便性の高いまちづくりの実現が期待できる。 地籍調査事業について、約0.12km ² が確定することにより、土地境界をめぐるトラブルの防止や今後の公共事業の効率化・コスト縮減、公共物管理の適正化、課税の適正化・公平化、災害復旧の迅速化が図られる。
達成できなかった(見込めない)事項	地籍調査事業について、基本計画の調査単位である「坂戸市場1工区約0.26km ² 」のうち、0.14km ² が未着手である。
その原因・理由	令和3年度からの地籍調査事業の実施に伴い、県と協議を行った結果、新規事業であること等から、地籍調査面積を0.26km ² から0.12km ² へ縮小し実施することとした。
今後の主な課題(積み残し、新規)	都市計画決定と事業化見込みに差異が出ている都市計画道路の見直しの実施が課題となっている。 地籍調査事業については、基本計画に基づく調査期間は約79年間とされているが、事業費の関係から、調査面積を更に分割して実施しているため、調査完了が不透明になっている。

【総合評価】

	評価区分	理由
一次評価	◎	袖ヶ浦市都市計画マスタープランの策定及び、市街化調整区域における地区計画ガイドラインの策定を行うことで、秩序ある宅地開発や計画的な都市景観形成など、効果的な都市計画の推進を図ることができた。 地籍調査事業については、計画的なまちづくりの推進に貢献する事業として、一部地区の事業が完了した。
二次評価	○	一部の施策指標について、目標値を達成できなかったものの、市都市計画マスタープラン及び市街化調整区域における地区計画ガイドラインを策定することができた。 引き続き、秩序ある宅地開発と景観形成など効果的な都市計画の推進や、利便性を活かした都市基盤整備を行う必要がある。また、災害復旧の迅速化や境界線をめぐるトラブルを未然に防止するため、地籍調査事業を推進する必要がある。

※評価区分 ◎:「施策の方向性」に掲げている目標を達成した(十分に達成できる見込みである)
 ○:「施策の方向性」に掲げている目標を概ね達成した(達成できる見込みである)
 △:「施策の方向性」に掲げている目標をあまり達成できていない(やや未達成の見込みである)
 □:「施策の方向性」に掲げている目標をほとんど達成できていない(達成には程遠い見込みである)

施策評価シート

第4章	施策2	公園・緑地
-----	-----	-------

【目指すまちな姿】

○公園や緑地が適正に管理され、憩いや交流の場として活用されています。

【施策の方向性】

(1)公園・緑地の適正管理
 ・公園が有する様々な機能を十分に発揮できるよう、老朽化した施設の補修・更新やバリアフリー化など必要な維持管理を行います。
 ・公園施設の整備・改修等をより効果的に行うため、民間事業者の参入可能性について検討します。

(2)公園・緑地を活用した交流機会の創出
 ・袖ヶ浦公園、百目木公園、椎の森自然環境保全緑地など、公園・緑地での地域住民の交流促進、交流人口の増加を図るため、公園・緑地を活用したイベントの支援や情報発信等を行います。

【施策指標の達成状況】

指標名	現状値		第1期実施計画期間			第2期実施計画期間			R7目標値達成率
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	
①市内の公園がきちんと管理されていると思う市民の割合	62.9% (R1)	目標値	63.4%	64.0%	64.5%	65.0%	65.5%	66.0%	
		実績	66.1%	65.1%					
②公園のバリアフリー化率	58.6% (H30)	目標値	59.6%	60.6%	61.6%	62.6%	63.6%	64.6%	
		実績	59.2%	60.4%					

【効果・検証】

達成できた(見込み)事項	公園や緑地の除草や樹木の選定作業等適正な維持管理を行った。また、公園施設の定期的な点検を実施し、不具合や老朽化した遊具等の修繕及び更新を行った。 袖ヶ浦駅海側地区で最後となっていた近隣公園をせ整備し供用開始した。
その効果	公園利用者が安全で安心して利用できる公園施設を提供できた。 また、袖ヶ浦駅海側地区近隣公園においては、供用開始以降、連日、多くの方に憩いや交流の場として活用されている。
達成できなかった(見込みでない)事項	各公園施設について、老朽化が進んでおり、予防保全型の修繕ができなかった。老朽化が著しい施設の修繕や撤去を優先したことから、公園施設のバリアフリー化を推進することができなかった。 公園まつり等のイベントが開催できず、交流機会を創出できなかった。
その原因・理由	多くの公園施設において老朽化が進んでおり、小規模な修繕や一部施設の更新のみでは、対応が困難となってきた。 公園や緑地を活用した交流機会の創出については、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントを開催することができなかった。
今後の主な課題(積み残し、新規)	老朽化した公園施設の補修・更新については、今後も増加することが見込まれる。また、公園や緑地の樹木についても、植栽から相当年経過し、枝の張り出しによる電線への接触や落ち葉による道路排水機能の低下が見受けられる。死角ができることによる犯罪発生リスクもあり、防犯面においても懸念される。 指定管理者による修繕や樹木の選定等のみでは、これら対応に限界がある。

【総合評価】

	評価区分	理由
一次評価	○	各指定管理者や地元協力団体と調整しながら、除草や剪定作業等の適正な維持管理を行い、利用者が安全で安心して利用できる施設の提供を行うことができた。 公園施設の老朽対策や公園・緑地の樹木の管理について、計画的かつ効率的に実施する必要がある。
二次評価	○	施策指標は、概ね目標値どおりであり、公園や緑地が市民の憩いや交流の場としての活用に寄与している。 多くの公園施設については、老朽化やバリアフリー化などの課題があることから、公園機能を十分に発揮できる維持管理を行うとともに、施設の計画的な修繕・更新を行う必要がある。

※評価区分
 ◎: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を達成した(十分に達成できる見込みである)
 ○: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を概ね達成した(達成できる見込みである)
 △: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をあまり達成できていない(やや未達成の見込みである)
 □: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をほとんど達成できていない(達成には程遠い見込みである)

施策評価シート

第4章	施策3	道路
-----	-----	----

【目指すまちの姿】

○都市計画道路などの幹線道路及び生活道路の整備と維持管理が適切に行われ、すべての利用者が安全・安心で快適に利用できる道路環境が整っています。

【施策の方向性】

- (1)都市計画道路の整備
- 高須箕和田線の南袖延伸区間、袖ヶ浦駅海側地区と木更津市金田地区を結ぶ西内河根場線などの整備を促進し、交通渋滞の緩和や、市内における円滑な交通機能の確保を図ります。
- (2)市道の整備
- 地域住民の利便性の向上と安全性の確保を目的として、道路改良工事や交通安全対策、バリアフリー化を図ります。
- (3)広域幹線道路等の整備促進
- 県道君津平川線と接続し、地域の活性化が期待される首都圏中央連絡自動車道(仮称)かずさインターチェンジの早期整備や誰もが安心して利用できる道路環境の向上に向けた国県道の歩道整備を関係機関に要望します。
 - 東京湾岸地域とのアクセス性向上などが図られる東京湾岸道路の建設に向けた要望活動を行います。
- (4)道路施設の適正管理
- 橋梁や道路等の適切な点検とそれに基づく修繕・耐震補強工事を行い、道路施設の長寿命化とライフサイクルコストの軽減を図ります。
 - 生活道路対策エリア等の指定を受けた地域について、警察等と協議しながら道路の安全対策を実施します。また、交差点での歩行者事故に対応するため、安全対策を講じます。
 - 市民参加による道路の美化活動を行う道路アダプトプログラムの推進を図ります。

【施策指標の達成状況】

指標名	現状値		第1期実施計画期間			第2期実施計画期間			R7目標値達成率
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	
①道路環境が整っていると感じる市民の割合	55.4% (R1)	目標値	57.3%	59.2%	61.1%	63.0%	64.9%	67.0%	
		実績	55.9%	49.4%					
②都市計画道路の整備率	84.9% (R1)	目標値	84.9%	85.9%	85.9%	86.7%	86.7%	86.7%	
		実績	84.9%	84.9%					

【効果・検証】

達成できた(見込み)事項	高須箕和田線の整備については、当初工程に対し、土地購入や河川協議に時間を要したことから遅れているが、令和4年中の供用開始に向け、道路整備を進めた。また、西内河根場線の整備については、県事業のため積極的に要望活動を行うとともに、県と協力しながら事業を促進した。 市道の整備については、三箇横田線において、道路拡幅及び歩道新設を行い、交通利便性の向上と安全な通学路を確保することができた。 広域幹線道路等の整備促進については、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面による要望活動に変更となったが、継続して要望活動をおこなった。 法令に基づいた橋梁の定期点検を実施した。また、道路アダプトプログラムの推進を図った。
その効果	歩行帯整備工事を実施し、歩行者の安全を確保することができた。 千葉鴨川線(高谷工区)が開通し、通学路の安全性が向上した。 橋梁の定期点検により、老朽化度を把握し修繕を計画することができた。道路アダプトプログラムの活用により、市民と協働で道路環境の美化に努めることができた。
達成できなかった(見込めない)事項	高須箕和田線建設事業(南袖延伸)について、供用開始が当初工程から遅れが生じた。 成教橋の耐震補強補修工事や長作橋の橋梁補修工事に遅れが生じた。 生活道路対策エリア等の交通安全対策について、進捗が無かった。
その原因・理由	高須箕和田線建設事業(南袖延伸)について、地権者との交渉や河川管理者との協議に時間を要した。 成教橋の耐震補強補修工事については、施工ヤード内の止水ができなかったこと、長作橋の補修工事については、応札者がいなかったことにより工事に遅れが生じた。 生活道路対策エリア等の交通安全対策について、ゾーン30の新たな要望が無かった。また、国の制度改革によりゾーン30からゾーン30プラスに変更となり、交通規制に加え、道路管理者による速度抑制対策等の物理的デバイスとの適切な組み合わせが必要となった。
今後の主な課題(積み残し、新規)	ゾーン30プラスの導入に向けて、地元説明会等を開催し、住民の理解度を高めていく必要がある。

【総合評価】

	評価区分	理由
一次評価	○	都市計画道路を整備することで、広域的なネットワークを構成することができる。 市道の整備については、道路拡幅及び歩道の新設を行い、交通利便性の向上及び安全な通学路を確保することができた。 広域幹線道路等の整備促進については、地道な要望活動により少しずつ幹線道路の整備が進んでいる。また、各種修繕計画に基づき、適切な修繕工事を行った。
二次評価	○	施策指標は、目標値を達成できていないものの、歩行帯整備工事の実施により歩行者の安全確保や通学路の安全性の向上を図ることができた。 市道の整備については、計画どおり進捗しているが、都市計画道路の整備や橋梁の耐震補強補修工事に遅れが生じている。また、施策指標においても目標値を達成できていない状況である。 道路の適正管理に努めるとともに、計画した整備工事について、更なる工事管理の徹底を行い、安全・安心で快適な道路環境を整備する必要がある。

※評価区分 ○: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を達成した(十分に達成できる見込みである)
○: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を概ね達成した(達成できる見込みである)
△: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をあまり達成できていない(やや未達成の見込みである)
□: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をほとんど達成できていない(達成には程遠い見込みである)

施策評価シート

第4章	施策4	河川
-----	-----	----

【目指すまちの姿】

○河川・雨水排水施設等が適正に維持管理され、機能や安全性が保たれています。

【施策の方向性】

- (1)河川施設の適正管理
- ・市内の河川管理施設について、定期的な点検や計画的な修繕等によりその機能の確保に努めます。
 - ・河川の氾濫等による災害を防止するとともに、長寿命化によるトータルコストの縮減と修繕費の平準化を図ります。
- (2)雨水排水施設の適正管理
- ・雨水管の計画的な点検と修繕により、適切な排水機能を維持するとともに、長寿命化によるトータルコスト削減を図ります。
 - ・奈良輪地区にある雨水ポンプ場の適正な維持管理を行い、周辺の浸水被害を防止します。
- (3)海岸・護岸施設の適正管理
- ・本市が管理する海岸・護岸施設について、適正な維持管理を行うことで、津波や高潮等による災害を防止します。

【施策指標の達成状況】

指標名	現状値		第1期実施計画期間			第2期実施計画期間			R7目標値達成率
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	
①河川や雨水排水施設が整備され、安心して暮らしていると感じる市民の割合	62.2% (R1)	目標値	62.5%	63.0%	63.5%	64.0%	64.5%	65.0%	
		実績	58.0%	57.6%					

【効果・検証】

達成できた(見込み)事項	河川施設では、普通河川松川及び準用河川大月川における浸食護岸の整備工事を実施した。雨水排水施設では、坂戸市場地区の開発に併せて出津排水区雨水幹線整備工事を実施した。海岸・護岸施設では、防潮機能を有する今井・長浦水門の修繕工事を実施した。奈良輪雨水ポンプ場は、適正な維持管理を行うことができた。
その効果	普通河川松川における護岸崩壊や氾濫等の災害を防止することができた。神納出津地区における適切な排水機能を確保することができた。津波や高潮等に備え、水門の適正な維持管理を行うことができた。奈良輪雨水ポンプ場の、適正な維持管理により、周辺の浸水被害を防止することができた。
達成できなかった(見込めない)事項	河川施設では、普通河川松川の河積阻害土砂や倒木竹の浚渫・撤去工事は令和5年度以降に実施することとなった。
その原因・理由	普通河川松川の下流は二級河川松川であり、下流における県の浚渫計画と調整してより効果的・効率的な浚渫工事とするため。
今後の主な課題(積み残し、新規)	近年頻発する豪雨に備え、既存河川の流下能力を最大限確保できるよう維持管理・点検を継続することでトータルコストの縮減と修繕費の平準化を図る。雨水管の点検について、下水道事業認可との調整により、2期実施計画期間となる。海岸・護岸施設の各水門は、部分修繕を実施しているが、根本的な大規模改修が必要な時期となっている。

【総合評価】

	評価区分	理由
一次評価	◎	指標としては現状値を下回ってしまっているが、地道な点検と維持補修を行うことで、老朽化が進行している施設の大規模な機能低下を伴う損傷をおこすことなく維持することができた。
二次評価	○	施策指標は、目標値を達成できていないものの、河川・雨水排水施設等の適正な維持管理を行っており、氾濫や浸水被害を防止することができた。引き続き、老朽化が進んでいる施設について、定期的な点検や計画的な修繕等を行い、その機能の保全に努めるとともに、長寿命化によるコストの縮減と修繕費の平準化を図る必要がある。また、これら取組について、広く周知し安心して暮らしていると感じる市民の割合を増やす必要がある。

※評価区分 ◎: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を達成した(十分に達成できる見込みである)
 ○: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を概ね達成した(達成できる見込みである)
 △: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をあまり達成できていない(やや未達成の見込みである)
 □: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をほとんど達成できていない(達成には程遠い見込みである)

施策評価シート

第4章	施策5	下水道
-----	-----	-----

【目指すまちの姿】

○生活排水による環境負荷の軽減や公衆衛生の向上が図られ、公共用水域の良好な水質が確保されています。

【施策の方向性】

- (1)下水道施設の適正管理
- ・公共下水道のストックマネジメント計画に基づき、汚水処理施設の点検調査、劣化状況を踏まえた改築更新、適正な維持管理業務を行い、既存ストックの長寿命化と維持管理コストの平準化を図ります。
 - ・農業集落排水についても、ストックマネジメント計画を策定し、長寿命化と維持管理コストの平準化を図ります。
 - ・大規模な地震発生時に備え、下水道管の耐震化、マンホールトイレ等の整備を推進します。
- (2)下水道事業の経営基盤の強化
- ・下水道事業について、経営状況の的確な分析と対策の実施、外部への情報開示等を確実にやっていくことにより、公営企業会計のもとで安定的に事業を継続していくよう努めます。
 - ・下水道事業の更なる健全な運営に向けた取組を進めます。

【施策指標の達成状況】

指標名	現状値		第1期実施計画期間			第2期実施計画期間			R7目標値達成率
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	
①汚水が適切に処理されると感じる市民の割合 (R1)	76.9%	目標値	77.0%	77.1%	77.2%	77.3%	77.4%	77.5%	
		実績	78.1%	75.9%					
②東京湾流域別総合計画に基づく放流水質の達成率 (R1)	100%	目標値	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	
		実績	50.0%	50.0%					

【効果・検証】

達成できた(見込み)事項	包括的維持管理により、処理施設の効率的な管理を行った。さらに、マンホール蓋交換工事及びマンホールトイレ整備工事を前倒して実施した。 下水道事業の業務報告書を作成して公表したほか、下水道事業運営審議会において本市下水道事業の経営状況や県内他団体の状況などを説明し審議した。
その効果	施設の劣化状況を踏まえ改築更新計画を立てるとともに、包括的維持管理を適切に行うことにより、生活排水による環境負荷の軽減や公衆衛生の向上、公共用水域の水質を確保することができた。また、マンホールトイレの整備により、避難所の機能強化が図られた。 下水道事業運営審議委員と本市下水道事業の経営状況、課題について情報共有を行い、更なる健全な運営に向けた取り組みを推進できた。
達成できなかった(見込めない)事項	
その原因・理由	
今後の主な課題(積み残し、新規)	既存の下水道施設は、地震対策事業やストックマネジメント事業を継続し、長寿命化と維持管理コストの平準化を図る維持管理が必要となる。 終末処理場は、「東京湾流域別下水道総合計画」の改定を見据え、高度処理化に向けた、増設の検討が必要である。

【総合評価】

	評価区分	理由
一次評価	○	ストックマネジメント計画に基づき、施設の改修を実施し、故障や事故を未然に防ぐことが出来た。 また、大規模な地震発生時に備えマンホールトイレ整備を促進することが出来た。
二次評価	○	成果指標は、目標値を達成できていないものの、下水道施設の適正な維持管理により生活排水による環境負荷の軽減や公衆衛生の向上に寄与できた。また、マンホールトイレを前倒して整備するなど、災害時における避難所の機能強化にも取り組むことができた。 引き続き、下水道施設について、計画的かつ効率的に維持管理を行い施設の長寿命化に取り組むとともに、コストの縮減や平準化を図る必要がある。

※評価区分
 ◎: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を達成した(十分に達成できる見込みである)
 ○: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を概ね達成した(達成できる見込みである)
 △: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をあまり達成できていない(やや未達成の見込みである)
 □: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をほとんど達成できていない(達成には程遠い見込みである)

施策評価シート

第4章	施策6	住宅
-----	-----	----

【目指すまちの姿】

○市民が安全・安心して暮らすことのできる住環境が整備され、空家の適切な管理と有効活用が進んでいます。

【施策の方向性】

- (1)良質な住環境の確保
- ・市内の木造住宅の耐震化を促進するため、耐震化に向けた市民の意識向上や、個人の住宅における耐震対策の具現化に向けての支援を行います。
 - ・高齢者等の生活環境を整えるための住宅改修に対し支援します。
- (2)住宅セーフティネットの形成
- ・市営住宅へのニーズに対応するために適切な維持管理、老朽化対策を計画的に行い、長寿命化を図ります。また、老朽化や入居状況などを考慮しながら、集約化についての検討を行います。
- (3)空家対策の推進
- ・著しく管理が不適切な空家については、改修や除却、活用等に関する助言・指導等を行い、所有者に適切な管理を求めていきます。
 - ・空家のデータベース化を進め、他用途への転換が可能な空家については、利活用を促進します。
 - ・空家バンク利用の活性化を図るための制度の検討を行います。

【施策指標の達成状況】

指標名	現状値		第1期実施計画期間			第2期実施計画期間			R7目標値達成率
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	
①市内住宅の耐震化率	87.7% (H30)	目標値	88.1%	88.5%	88.9%	89.3%	89.7%	90.0%	
		実績	90.4%	90.7%					
②適切に管理されている市内の空家率	68.0% (R1)	目標値	68.0%	68.0%	68.0%	68.0%	68.0%	68.0%	
		実績	66.7%	71.0%					

【効果・検証】

達成できた(見込み)事項	<p>木造住宅の耐震化については、これまでに耐震工事を236件実施し、木造住宅の耐震化を促進することができた。</p> <p>市営住宅については、市営住宅長寿命化計画に基づき、経常修繕を行い、安全な住居を提供することができた。</p> <p>空家対策の推進については、空家等対策計画に基づき、空家所有者への文書、訪問による指導等により、特定空家等を除去することができた。また、空家バンク制度の利活用の案内を広く周知することで、空家バンクの物件登録数を増やすことができた。</p>
その効果	<p>木造住宅の耐震化については、耐震化を促進することで、想定される大規模地震の発生による建物の損壊・倒壊被害に備えることができた。</p> <p>市営住宅については、住宅困窮者に対して低家賃で安全な住居の提供を継続することができた。</p> <p>空家対策の推進については、特定空家等を解決することで、地域住民の安全・安心な住環境を取り戻すことができた。</p>
達成できなかった(見込めない)事項	<p>空家対策の推進について、特定空家等に認定した6件のうち、3件が未解決である。</p>
その原因・理由	<p>3件の特定空家等については、所有者不在の空家があることや、継続的に指導を行っているが、建築物の除去に至っていない空家がある。</p>
今後の主な課題(積み残し、新規)	<p>木造住宅の耐震化は、大規模地震の発生による建物の損壊・倒壊被害に備えるため、継続して耐震化を促進する必要がある。</p> <p>市営住宅について、上蔵波団地及び飯富団地は、適切な維持管理に努め、住宅困窮者に対して低家賃で安全な住居の提供を継続するとともに、神納谷団地の用途廃止や今後の市営住宅のあり方を検討する必要がある。</p> <p>空家対策の推進について、今後も管理が不適切な空家の増加が予想されることから、空家等対策計画に基づき、空家所有者への文書、訪問による指導等を行い、また空家バンク制度の利活用の案内を広く周知し、空家等の適切な管理を継続して推進していく必要がある。</p>

【総合評価】

	評価区分	理由
一次評価	○	<p>木造住宅の耐震化については耐震化率の目標値を達成し、耐震化を着実に進めている。</p> <p>市営住宅については、適正な維持管理を行い、住宅困窮者の受け皿としての役割を果たしている。</p> <p>空家対策の推進については、改修や除却、活用等に関する助言・指導等を行い、所有者に適切な管理を求め、安全・安心して暮らすことのできる住環境の整備に努めた。</p>
二次評価	○	<p>施策指標は、目標値を達成しており、市民が安全で安心して暮らすことのできる住環境の整備に寄与できた。</p> <p>引き続き、木造住宅の耐震化について周知啓発に取り組み、大規模地震から市民の生命と財産を守る必要がある。また、増え続ける空家への対策について検討し、強化する必要がある。</p>

※評価区分
 ◎: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を達成した(十分に達成できる見込みである)
 ○: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を概ね達成した(達成できる見込みである)
 △: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をあまり達成できていない(やや未達成の見込みである)
 □: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をほとんど達成できていない(達成には程遠い見込みである)

施策評価シート

第4章	施策7	公共交通
-----	-----	------

【目指すまちの姿】

○市民が安心して暮らしていける日常の移動手段が確保されるとともに、広域的な都市間移動手段も充実し、利便性の高い交通網が形成されています。

【施策の方向性】

(1)都市間交通の利便性確保

- ・都心とつながる高速バスの路線延伸や増便などについて、事業者に対する要望活動を継続的にを行います。
- ・高速バスの利用促進に向けたPR活動を積極的に実施します。
- ・JR内房線、久留里線の利便性向上に向けた要望活動を継続的にを行います。

(2)市内における移動手段確保

- ・市内での市民の移動手段として必要な路線バスの運行を維持するため、バス事業者への支援を継続するとともに、地域の実情に応じた運行形態・路線の見直しについて、バス事業者と検討します。
- ・路線バスを維持するため、利用促進に向けたPR活動を行います。
- ・日常生活の移動手段を確保するため、路線バスを補完する地域内の取組を支援するとともに、新たな移動支援策について検討します。

【施策指標の達成状況】

指標名	現状値		第1期実施計画期間			第2期実施計画期間			R7目標値達成率
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	
①鉄道交通に満足する市民の割合	54.4% (R1)	目標値	55.5%	56.6%	57.7%	59.8%	59.9%	61.0%	
		実績	57.8%	51.1%					
②高速バス交通に満足する市民の割合	69.9% (R1)	目標値	71.1%	72.3%	73.5%	74.6%	75.8%	77.0%	
		実績	73.9%	70.7%					
③路線バス交通に満足する市民の割合	28.8% (R1)	目標値	29.3%	29.9%	30.4%	30.9%	31.5%	32.0%	
		実績	33.4%	29.9%					

【効果・検証】

達成できた(見込み)事項	都市間交通の利便性確保のうち、高速バスについて、袖ヶ浦バスターミナルにおける利便性の向上を図るため、運行事業者と協議を行った。 市内における移動手段の確保のうち、路線バスの一部路線について、利用者層のニーズに沿った運行ダイヤを運行事業者とともに検討し、改正を行った。併せて、バスの無料お試し乗車や市ホームページ等での利用促進周知を行った。 また、日常生活の移動手段を確保するための新たな移動支援策について、令和4年10月からデマンド型乗合送迎サービス「チョイソコがうら」の実証運行を開始できるように、関係事業者等と調整を進めることができた。
その効果	高速バス(鴨川～東京線)について、袖ヶ浦バスターミナルでの自由乗降が可能となったことや、高速バス(袖ヶ浦～東京線)の一部便が日本橋三井タワーまで延伸されたことにより、利便性が向上した。 路線バスのダイヤ改正により、その路線の利用者数、収入ともに大きく増加した。
達成できなかった(見込みでない)事項	地域の実情に応じた路線バスの運行形態・路線の見直しについては、事業者及び利用者への影響が大きいことから、継続して検討する。なお、検討にあたっては、令和4年度末に策定予定の地域公共交通計画と整合を図りながら進めていく。 また、地域支え合い活動については、新たな活動を立ち上げることができなかった。
その原因・理由	路線バスの見直しは、事業者及び利用者への影響が大きいことから、慎重に検討する必要がある。また、新たな移動手段の確保と合わせた検討が必要であることから、計画的に進めていく。 地域支え合い活動については、市内2地区の2団体から事業立ち上げの相談を受けたが、団体内の意思統一が図れず、立ち上げには至らなかった。
今後の主な課題(積み残し、新規)	路線バスを含む市内公共交通ネットワークの再構築を図るため、地域公共交通計画を策定する。併せて、今後の公共交通施策の基本方針等を定め、少子高齢化や人口減少、運転手不足などの社会的な問題の影響を緩和する必要がある。 また、地域内の移動手段について、どの運行形態が本市に適しているのかを検証するため、デマンド型乗合送迎サービスの実証運行の運行区域の拡大を検討していく必要がある。

【総合評価】

	評価区分	理由
一次評価	○	都市間交通の利便性確保のうち、高速バスについては、要望活動・協議を通じた成果が出ており、今後も活動を継続することにより目標値を達成することができると考える。 また、鉄道交通については、毎年度千葉県が事務局を務める千葉県JR線複線化等促進期成同盟を通じた要望活動を行っている。今後も継続した要望活動を行う。 市内における移動手段の確保については、地域公共交通計画策定に合わせて、計画的に公共交通ネットワークを見直していくことで、路線バスの運行形態・路線の再編や新たな移動支援策の検討が進んでいくものと考えられる。
二次評価	○	一部の施策指標について、目標値を達成できていないものの、継続的に要望活動を行い、都市間交通の利便性確保や向上に取り組んでいく。路線バスの一部路線について、運行事業者と検討し、利用者層のニーズに沿った運行ダイヤに改正を行うとともに、無料お試し乗車等の工夫により利用促進に努めた。日常生活の移動手段を確保するための新たな取り組みとして、デマンド型乗合送迎サービス「チョイソコがうら」の実証運行を開始できるように、関係事業者等と調整を進めることができた。引き続き、市民が安心して暮らしていける日常の移動手段の確保に向けて計画的に取り組む必要がある。

※評価区分 ○: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を達成した(十分に達成できる見込みである)
○: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を概ね達成した(達成できる見込みである)
△: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をあまり達成できていない(やや未達成の見込みである)
□: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をほとんど達成できていない(達成には程遠い見込みである)